

## 佐賀県 概算数量発注方式（年間維持等）要領

### 1. 目的

この要領は、設計積算業務の簡素化を図るため、概算数量で発注する場合に必要な事務の取扱事項を定めるものとする。

### 2. 適用

対象は、県土整備部、地域交流部及び農林水産部所管発注工事および業務委託とし、概算数量発注方式のうち、主に実績で変更契約を行う業務（年間維持等）に適用する。ただし、別途取扱いを定めているものは、この限りではない。

### 3. 定義

- 1) 「概算数量発注方式（年間維持等）」とは...当初設計の数量を概数により積算し、実績により変更契約を行うものをいう。
- 2) 「概数」とは...設計図書に示した標準的な横断図等から算出した数量をいう。  
(代表断面×延長など)
- 3) 「施工図書」とは...監督員が提示した設計図書及び現場立会に基づき、請負者が現場調査・測量を行い、この結果をまとめた下記の図書をいう。  
平面図、縦横断図、構造図、展開図等の実施（計画）図面  
構造物、土工、仮設工等の実施（計画）数量計算書
- 4) 「日常の維持管理業務」とは...緊急を要する業務のうち簡易な維持修繕作業(支障木及び倒木等の伐採・切断・除去、除草、ゴミ処理、常温合材等による路面陥没箇所〔ポットホール等〕の補修、動物死骸処理、路面積雪及び凍結時の対応、路面冠水時の対応等)である。ただし、内容については、事前に監督員と請負業者が協議して決めること。

### 4. 発注設計書の作成

- 1) 設計書  
年間維持業務委託の場合、当初設計書の鏡用紙に「概算設計（年間維持）」と表示し、それに準ずる工事、業務委託の場合「概算設計」と表示する。
- 2) 添付図面  
添付する図面は、位置図・平面図・標準横断図・標準構造図等とする。また、他に必要な図面があれば添付する。
- 3) 特記仕様書  
概算数量発注方式であることを、特記仕様書に明記する。
- 4) 測量調査費  
「施工図書」のうち計画図面、計画数量計算書の作成に要する費用は、「建設工事設計変更ガイドライン 3-2-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合」を準用し、共通仮設費の準備工に積上げ計上する。

ただし、計画図面の作成に必要な現地調査及び測量の費用は、原則として積上げ計上しない。

また、「施工図書」のうち実施図面、実施数量計算書の作成に要する費用は、共通仮設費率内に含まれるため、原則として積上げ計上しない。（土木工事標準積算基準書の諸経費を利用したもの、及び、それに相当する諸経費を利用したものに限る）

## 5. 施工

### 1) 施工計画書

請負業者は、契約後すみやかに「施工計画書」を作成し、監督員に提出する。なお、契約期間を通して行う日常の維持管理業務については、事前に内容を協議し、「施工計画書」に記載すること。

### 2) 指示

監督員は工事を行わせる場合は、現場立会等を行い、請負業者に工事内容を指示する。

### 3) 施工承認

請負業者は監督員から指示されたことについて、現地調査、測量を行い、「施工図書」を作成し監督員へ提出する。ただし、日常の維持管理業務は除く。監督員は「施工図書」により工事費、その他諸条件を検討して、工事实施に支障がないことを確認した後に承認する。

### 4) 着工

請負業者は承認された「施工図書」に基づき工事を実施する。なお、日常の維持管理業務の実施について、「施工計画書」に基づくものは、その都度の監督員の承認は必要ない。ただし、判断に迷う場合は、監督員に協議すること。

### 5) 緊急時

緊急時には、監督員の口頭の指示により請負業者は工事を行ってよいものとする。ただし、指示書及び「施工図書」については工事完了後、整理すること。

## 6. 変更設計書の作成

1) 請負業者から提出された資料に基づいて、設計変更の手続きを行う。

2) 変更理由は、「概算数量発注工事の精算による。」と記載して良いものとする。また、その他特記する事項があれば記載する。

附則（平成 24 年 3 月 1 日建設技第 755 号）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日以降に「契約事務の事前伺が決裁された請負工事及び委託業務」に適用する。

附則（平成 26 年 3 月 19 日建設技第 2060 号）

この要領は平成 27 年 4 月 1 日以降公告又は指名通知から適用する。

附則（平成 31 年 3 月 7 日建設技第 2378 号の 1）

この要領は平成 31 年 4 月 1 日以降公告又は見積り依頼から適用する。

附則（令和 3 年 1 月 28 日建設技第 2697 号の 1）

この要領は令和3年2月18日以降公告又は見積り依頼から適用する。  
附則（令和3年10月5日建設技第2357号の1）  
この要領は令和3年10月30日以降公告又は見積り依頼から適用する。